

IASB Board Meeting Flash —Insurance Contracts

2015年10月に開催された
保険契約に関するIASB会議の概要



IASBは2015年10月に、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下の論点の審議を行いました。

- IFRS第4号とIFRS第9号の適用日の相違がもたらす影響への対処
- 新たな保険契約に関する基準書の当初適用日における金融資産の分類及び測定
- ミラーリング・アプローチ
- 表示及び開示の検討

1. IFRS第4号とIFRS第9号の適用日の相違がもたらす影響への対処

IASBは、2015年9月の会議において、現行IFRS第4号の暫定的な改訂案を決定しました。改訂案が最終化された場合、現行IFRS第4号は以下の通り改訂される予定です。

- IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約の発行が主要な業務である企業は、2021年1月1日までの間、IFRS第9号の適用が免除される(延期アプローチ)。
- IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業は、IFRS第9号を適用する場合、新しい保険契約に関する基準書の適用日までの間に生じる可能性のある会計上のミスマッチ及び一時的なボラティリティを、当期純利益から取り除くことができる(上書きアプローチ)。

2015年10月の会議においてIASBは、現行IFRS第4号の暫定的改訂の公開草案のコメント期間及び初度適用企業に対する適用の可否について審議しました。

IASBは、以下を暫定的に決定しました（IASBスタッフ提案の通り）。

- 現行IFRS第4号の改訂案の公開草案のコメント期間は60日とする。
- IFRS初度適用企業は、延期アプローチも上書きアプローチも適用することはできない。

2. 新たな保険契約に関する基準書の当初適用日における金融資産の分類及び測定

（1）事業モデルの再評価の適用範囲

2015年1月の会議においてIASBは、2013年に公表した再公開草案の提案する以下の移行規定を確認しました。

- 新しい保険契約に関する基準書の当初適用日において、既にIFRS第9号を適用していた企業は、以下を行う。
 - 会計上のミスマッチを消去または著しく軽減する目的で、金融資産を当期純利益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる（公正価値オプション）。
 - 以前の公正価値オプション指定の原因であった会計上のミスマッチがもはや存在しない場合には、公正価値オプション指定を取り消さなければならない。
 - 資本性金融商品について、OCIを通じて公正価値で測定するものとして指定（FVOCIオプション）することができる。または、以前の指定を取り消すことができる。

IASBは、新しい保険契約に関する基準書を最初に適用する日に保険事業に関連するものとして指定される金融資産について、当該金融資産に係る事業モデル（IFRS第9号における分類要件）の再評価を企業に許容または強制する追加の移行規定を検討しました。

IASBは、以下を暫定的に決定しました（IASBスタッフ提案の通り）。

論点	IASBの決定
追加の移行規定の適用範囲に含まれる保険事業に関連するものとして指定される金融資産	新しい保険契約に関する基準書への移行日において金融資産の管理に関する事業モデルの再評価が行われる対象は、企業が保険事業に関連するものとして指定する金融資産である。
事業モデルの再評価は任意または強制のいずれか	新しい保険契約に関する基準書への移行日における金融資産の管理に関する事業モデルの再評価は、要求されるのではなく容認される。
移行規定の分類及び測定への適用	新しい保険契約に関する基準書への移行日において、金融資産の管理に関する事業モデルの再評価、並びに、公正価値オプション及びFVOCIオプションの指定や指定の取消しは、当該基準書の当初適用日（すなわち、表示される最も早い期間の期首）における事実と状況に基づいて行われなければならない。 決定された分類は遡及的に適用（すなわち、金融資産は当初から分類されていたかのように測定）される。移行規定の適用により、金融資産の分類及び測定に変動が生じる場合、当該累積的影響は利益剰余金またはその他の包括利益（OCI）累計額の期首残高の調整として認識される。

論点	IASBの決定
開示規定	<p>企業は、移行規定が適用される金融資産の指定に関する方針を開示しなければならない。</p> <p>移行規定の適用により、金融資産の分類及び測定に変動が生じる場合、企業は金融資産の種類ごとに、以下を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 新しい保険契約に関する基準書の当初適用日の直前における分類区分及び帳簿価額 ■ 移行規定を適用したことによる新しい分類区分及び帳簿価額 ■ 以前は公正価値オプション指定されていたが、今では公正価値オプション指定されていない金融資産の財政状態計算書上の金額。企業が公正価値オプション指定の取消しを要求される金融資産と、公正価値オプション指定の取消しを任意に選択した金融資産とを区別して開示する。 ■ 新しい保険契約に関する基準書の当初適用により、以下のような分類変更が行われる金融資産について、企業の移行規定の適用方法を財務諸表利用者が理解できるような質的情報。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融資産の公正価値オプションの指定または取消の理由 - 事業モデルの再評価の結果が異なることとなった理由に関する説明

(2) 当初適用日における比較情報の修正再表示

IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業で、現行IAS第39号に基づいて金融資産を会計処理している企業は、将来的には、金融資産をIFRS第9号に従って、保険契約を新しい保険契約に関する会計基準に従って会計処理することになります。

IASBは、保険契約プロジェクトの再審議において、比較情報の再表示に関して、IFRS第9号とは以下の通り異なる結論に至っています。

- IFRS第9号には、分類及び測定(減損を含む)の完全遡及適用についての特定の除外規定が設けられている。企業が比較年度の修正再表示を行わない場合、当初適用日を含む報告期間の期首における新しい帳簿価額と過去の帳簿価額の差額は資本の部の期首残高の調整として認識される。なお企業は、事後的判断を要しない場合にのみ、比較年度の修正再表示が認められる。

- 2013年の再公開草案では、新しい保険契約に関する基準書の遡及適用(完全遡及、簡素化された遡及アプローチまたは公正価値アプローチ)が求められている。

上記の比較情報の再表示に関する相違について、IASBは検討し、以下を暫定的に決定しました(IASBスタッフ提案の通り)。

- 新しい保険契約に関する基準書の当初適用日において、企業は以下を行う。
 - (IFRS第9号を当初適用する時期に関わらず)保険契約について、比較情報を修正再表示しなければならない。
 - 新しい保険契約に関する基準書より前にIFRS第9号を適用する場合、新しい保険契約に関する適用日に金融資産について比較情報を修正再表示することができる。ただし、これは、事後的な判断なしに比較情報の修正再表示が可能な場合で、かつ、

新しい保険契約に関する基準書における移行規定(公正価値オプションまたはFVOCIオプションの指定・指定の取消し、並びに金融資産の管理に関する事業モデルの再評価)を適用する場合に限る。

3. ミラーリング・アプローチ

2013年の再公開草案が提案したミラーリング・アプローチは、保険契約のキャッシュ・フローを分解することを要求していたことなどから、その複雑性に関して多くの懸念が寄せられました。IASBはこれまでの再審議において、こうした懸念に対処するために、直接連動の有配当契約について、変動手数料アプローチを開発しました。しかしながら、保険相互会社にとっては、ミラーリング・アプローチも必要という見解があります。

IASBは、ミラーリング・アプローチを導入すべきか否かについて検討し、以下を暫定的に決定しました(IASBスタッフ提案の通り)。

- 有配当契約の測定について、2013年再公開草案の提案していたミラーリング・アプローチの開発は行わない(新しい保険契約に関する基準書において、ミラーリング・アプローチの適用は許容も強制もされない)。

4. 表示及び開示の検討

(1) 過去の決定に関する再考

IASBは、2013年の再公開草案の公表後の再審議において、複数の暫定的な決定を行つておらず、その中には開示に関する決定も含まれていますが、すべての表示や開示項目について検討していませんでした。

そこでIASBは、過去の再審議における決定事項によって表示または開示規定を見直す必要がないか否かについて検討し、IASBスタッフの提案に基づいて、以下を決定しました。

- 変動手数料アプローチを使用して保険契約を測定し、保険契約に組み込まれた保証の価値の変動を当期純利益に認識している企業は、当期において当期純利益に認識された保証の金額を開示しなければならない。
- 割引率の変動の影響をOCIに表示する場合に、当期純利益とOCI間の利息費用総額の分析の開示を要求するという提案を削除する。
- 現在の割引率を使用して決定された発生利息額として当期純利益及びOCIに認識される利息費用総額の分析の開示、並びに、企業が当期簿価利回りアプローチ(CPBY)を適用する場合の当期の割引率変動による影響に関する開示は要求しない。
- 原価測定ベース(cost measurement basis)を使用して保険投資費用を算定する方法に関する説明を開示しなければならない。
- OCI累計額残高をゼロとして測定する単純化されたアプローチを適用する場合(すなわち、原価測定ベースで測定した保険投資費用を当期純利益に表示することを目的とする契約について完全な遡及適用が実務上不可能な場合)、以下を行わなければならない。
 - 新しい保険契約に関する基準書の適用範囲に含まれる契約に関連するものとして金融資産を指定する。
 - 当該金融資産について、移行日及びその後の期間において、OCI累計額の期首から期末までの調整表を開示する。

(2) 市場関係者からのフィードバックへの対処

多くの財務諸表利用者は、開示の重要性をかねてより強調しています。

そこでIASBは、フィードバック及び財務諸表利用者のニーズについて改めて検討し、以下の開示規定を追加することについて暫定的に決定しました（IASBスタッフ提案の通り）。

- CSMの変動として会計処理される履行キャッシュ・フローの変動（変動手数料アプローチを適用していない企業の場合）
- 以下のいずれかにより、企業がCSMの残額を当期純利益に認識すると予想する時期に関する説明
 - 適切な期間区分を使用した定量ベースの説明
 - 定性情報による説明

- 移行日及びその後の期間について、簡素化されたアプローチを使用して移行日に決定された財務諸表上の金額

また、IASBは、当期純利益に認識された保険契約収益と受取った保険料の調整表の開示案を削除することを決定しました。

5. 今後のスケジュール

IASBは、再審議事項のほとんどを完了しました。残りの論点には、一般的なモデルと有配当契約のための変動手数料アプローチの違いの評価があり、今後の会議で審議される予定です。新しい保険契約に関する基準書の適用日に関する議論は、他の論点の審議が終了した後で再審議される見込みです。

IASBは、最終基準書を2016年中に発行する予定です。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

**IFRSアドバイザリー室
ファイナンシャルサービス本部**

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.